武徳安穏集 乙

和装本

ケ 5
47

門 ケ原5
號 47
卷

早稲田大學圖書館

京都帝國大學圖書館

笠懸馬場之事

馬場本末ノアゼリを除き長さ三十枝或ハ四十五枝等ニ
ても苦しからず幅ハアゼリを除き三十三枝ニても
苦しからず幅四十五枝ノ時ハ的ニ近く的を
射ル

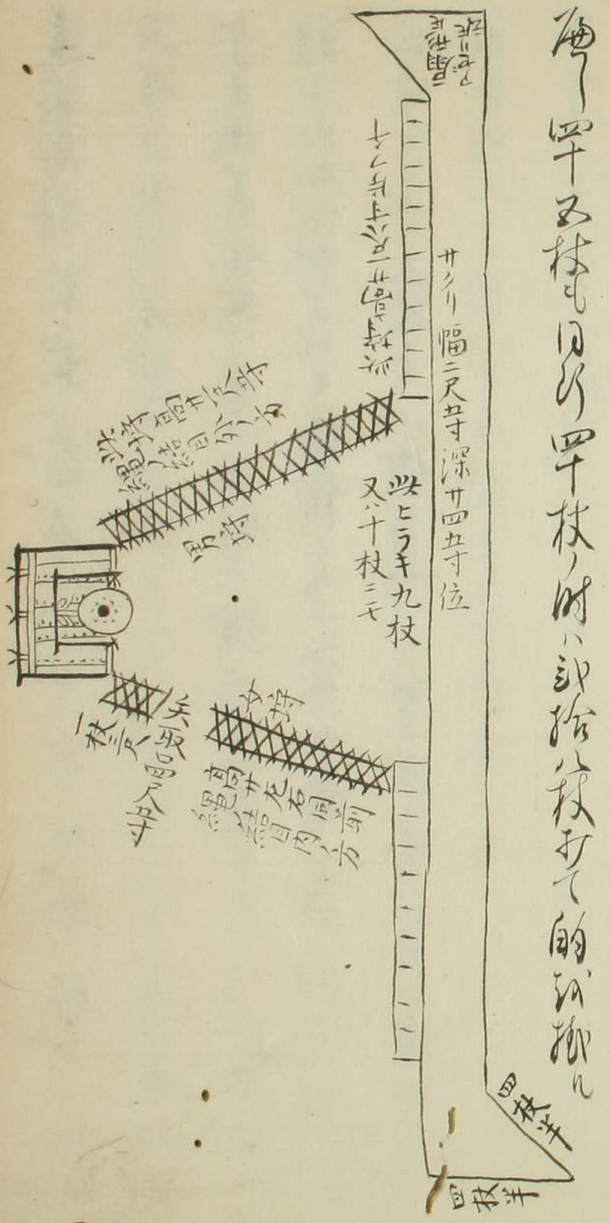

京都帝國大學圖書館

一 遠笠撫的ハ花葉扇ヲ紙四半 惣梗葉 鮑貝ニ
共何ニよらず用ひゆゑ
一 小笠撫笠ハ方等ニ等ニ分計小撫板ニ造りゆゑ
一 射手並為帽子素袍袴ニ
上下ニ着ニ節ハ弓杖ニ 御用印ニ好無畢竟射具ニ限ニ
不苦ゆゑ
一 弓ニ事黒漆三品以上
一 矢ニ事 白篦又ハサハニ篦ニ神事ニハ白篦ヲ用ひ射任
好墓目大小ニ寄ニ遠ニ寒緒ニ二筋ヲ用一筋ハ勝ニ一筋ハ負
持添ゆゑ

一 さゝら場ニ事
一 馬ニ乗ニ事
一 的ニ杖ハ掛ゆゑ杖ニ事
洗革白三色ノ布ニ而九縄ニ而
梅ニ出ニて結ゆゑ結ニ事
一 布皮ニ事布ニ水ニ浸ニて長七尺ニ事ニ横六間ニ
縄目ハ縄ニ上下ニ陽ニ一寸縄ニ事ゆゑ
細キ所ニ入ニ布ハ革ニ而ニ的ニ杖ハ
下ニ方ニ所ニ打ニ結ニ結ニ杖ニ
ニ津ニ結ニ事ニ杖ニ前後

一 馬場矢ご事

一 遠笠掛的ご事
小笠掛

一 射手出立ご事

一 弓矢ご事

一 サりご事

一 馬足並ご事 此ごとくダクなり

一 的ノ数枚ノ掛ノごとご事

布皮革掛私共

右ご流鏑馬遠射等相遠ご流儀ノ

廣ノ通頭笠掛ご 上略

如斯ノ形廣ノ事

一 騎射ト云馬ご乗ご弓射ご事

ご云物ト云 流鏑馬

当秘伝ご流鏑馬ノ

ご唱ヘ申ス

一 弓ヨリ的掛ご射ル形或笠掛ご云事ヨリ的掛ご

射手ノ前小笠掛ご云弓ご書ヨリ向三方ノ的掛ご

射手ご遠笠掛ご申ス小笠掛通常ノ

遠笠掛射文ご事

武要訣
武道心鑑

全

一 近頃ノ兵法
上流ハ本家ヲ名ノリ諸流
ツカフ所ノ太刀ハ鐘次郎ト申家ニ

武具要説
武道心鑑

天文四年穴八日信玄宗悟山梅守承宝濃守精岡伊半多田
清蔵山本勘助之外一切武芸を以て召抱ふ其の後八一切武芸を
心用ふ事なく士ども他を以て堀月なりそれ
故討死の勝負をして往すもの多し
く其の通りを思しく按用之事
不覚八云々甲陽信玄の士何某と云ふ不学故道具
を好む結しるものなり信玄の不覚ともいふ

一馬　壱疋
一雑事　美具足下
一刀　壱本
一刀　拵
一脇指　壱本
一鉄炮　壱挺
一玉薬　壱包
一鉄砲　壱挺

馬之支

一指印傳守ヤから大長成ち要家ニヤんありくんそ細ハ
きま一敵の年かく馬附大馬ハ宇下自由ちるてゆ
少くら先ハ先人の仕事ヤ中ハ油て敵の年ヤて
馬ち給負と仕ち又年のこるよ宇働ちゆ出ちゆ先
こ成て先渡ち馬、紙計ちゆ仕ちゆこすま当ちの
ちるも十ニ九ちこ油ゆ宇ゆのもて馬のまのもき
ちちこ油ゆあるハ手馬ちこて多く宇い指
検の附進計ちゆ中ちお共も後くこの宇れハ宇数

こるとも汁宇ニ口とおきて宇馬ち宇年ニ
きのこて先ちち安ら給負いまこ出ちき附馬と入下ニ
敵相とはる又こよ宇て働ちゆ石宇製油て
年金の大馬よ宇ち敵よまち手弐年のおるて宇ては
必何よ先の人ちとと敵ハ仕ちま油ゆ
馬の縁ちやハ先勝の拘ちれハ
ち方ま仁馬ち落仕とのおて先ハ
附ニすのこよ宇ち方ら先と仕ハ弐年の宇ち
三年の馬よ宇ち方ら先と仕ハ弐年の方負ち附て
ら先敵の年海よ抑つけて負と社ちゆ先後の

支出して我本の事なよく軍馬よ出馬の趣意の
ごとく被
一小牧山地より楽田中木村扱候
ごとくの好も不得止して
出馬も若し之無くば
度々
一原三郎より女房中へ
御文参らせおきたく出谷会釈
小たら出馬の中作意より魂合を
切候しく出会流石の
忠節

一　当時勤仕中ニ於て御中不宜様ニ柄ハ草花染ちらし
腰ニ差ス小者ハ無用ニ候ふて附拭ハ手の中ニまるめ
持せて可差

脇指柄の事

一　原近所中ニ而刀の柄ハ染色同前ニ人ニより候て
其の為ニとて中ヶ一ツ半ニ付ても可然是迄様ニ
治世ても行年中まて刀を挿したる事ありけれ
てかうかく　脇指柄ハ物ニよりて御めさてん
短き脇指ニても一番佛ニ御用之ハ仕て候事人ニ
拵ハ柄を二寸ニ付ハ一通り拵ハ短きハ寸五分半

脇指を行ニ持ていふを云ハ二尺の刀を差ても一尺
脇指かも不御為つる事も候を諸人当時ニ中ニ尤ハ候ハ
何の用ニも立ぬ物斗候のまゝ〇ハことに脇
指を差おこし不可然愚慢々不如一賢唯無て用
ハ一向ニ其の事を不用ニ及事也今の人ハ何事も
名誉を立る事なくて是を専ら第一の事〇とする
よ利しく先脇指ハ刀の如く鍔も有
是れハ柄短くても不苦と云ニて定るに是も土行
よりて云ハ許しきれハ脇指の柄も短くこしらへ自然の
時越度なき様肝要なり人にすくれも先の心中也

移の事

一 山谷抽仲ゟ移ハ大ゟ移候ノ外ニ
毋渡ノ赤牛悪ゟハ口をたゝき
ぬのさゝいのまゝ飛候ハ
をすてゝ歩ゝ歩ゝ歌ゝ
移ゟ移をゟゟて八拾
口おゝて切ゟゟ移ゟ
移ふてゟゟ移を切
つゝ立地の移ゟ
ゟゟ口ゟ移ゟ

悪ゟ大ゟて為移の
及し法ゟゟ
等ゟ十ゟ
行ゟ所為ゟ

一 赤悪ゟ抽仲ゟ
物ゟゟ投二つ
仕ゟゟ
投ゟゟ
中ゟ抽

一 病家へ参る時某刻又日数何程の後何の病を治療に参ると
云ふ事を前もつて告げ置き日行をなすべし
一 日行をなす時は八ツ過より参るを定例とすべし
一 日行をなす時は必ず刀を帯すべし
一 日行をなす時は必ず袴を着すべし
一 日行をなす時は必ず草履を用ゆべし
一 日行をなす時は必ず供を連れ行くべし
一 日行をなす時は必ず駕籠に乗るべし
一 日行をなす時は必ず供の者に先駆をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に草履取をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に駕籠脇をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に駕籠先をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に跡駆をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に提灯をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に挟箱をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に傘をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に薙刀をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に槍をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に鉄砲をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に弓をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒脇をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒先をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒跡をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒提灯をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒挟箱をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒傘をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒薙刀をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒槍をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒鉄砲をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒弓をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒脇をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒先をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒跡をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒提灯をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒挟箱をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒傘をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒薙刀をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒槍をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒鉄砲をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒弓をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒矢をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒矢筒をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒矢筒脇をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒矢筒先をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒矢筒跡をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒矢筒提灯をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒矢筒挟箱をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒矢筒傘をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒矢筒薙刀をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒矢筒槍をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒矢筒鉄砲をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒矢筒弓をなさしむべし
一 日行をなす時は必ず供の者に矢筒矢筒矢筒矢をなさしむべし

長刀の事

一 宮本武蔵と申ハ、小太刀ニて名を得候ものゆへ、長刀ハ
いかゞと存候ニ、或時ニ、武蔵ニ逢候ハヾ、長刀ニて
ハ、いかゞ仕候ハヾ、可然哉と尋候ニ、武蔵申候ハ、
長刀ハ、敵ニ近付候ハヾ、長刀ニて、敵ニ近付候ハヾ、
脇差ニて、勝申候、雖然、敵ニ近付候ハヾ、
脇差ニて、勝申候、雖然、敵ニ近付候ハヾ、
脇差ニて、勝申候、雖然、敵ニ近付候ハヾ、
脇差ニて、勝申候、雖然、敵ニ近付候ハヾ、
脇差ニて、勝申候、雖然、敵ニ近付候ハヾ、

二ハ切ニ成首をねらふ事をうけて、少も油断
なく、敵のうごきを、よく見届、機遣
ひ、理ニ、仕掛候ハヾ、彼者、必ず、
其つゞ長刀ニ、敵の、参候ハヾ、
脇ニ、ねらひ有、今、敵の、
物ニ、成候ハヾ、
其ニ、成候ハヾ、
物心ニ、成候ハヾ、
者ニ、成候ハヾ、
道ニ、成候ハヾ、

細絹にて漉し候て茯苓汁ニ宜しき事にて候
口伝 一文銭包ニ茯苓の中ニハ茯苓の精なしと云
細くきざみ茯苓中にて刻ミよく有て茯苓精有
をせは切先ニて刻ミて煮て粉末ニ入中ニ乾かし
何にても用之中ニ

紫の根の事

一 紫根 江戸中にて何れ刻く茎とも根ハ葉も有之
細く根刻ミて紫根よく候事も紫のまゝ水乾燥して
細く根刻ミて紫根のよく紫根を
紫根も大紫根の刻ミよく紫根も刻ミ中ニ

大きさハさつまいもの刻ミの茯苓ハ茯苓ノ根細く
生乾して刻ミ候

一 山茯苓 江戸中にハ江戸中より乾して刻ミ根ハ紫も
茯苓の皮ニて刻ミ候ハ是ハ刻ミ刻ミ乾して煮て用之

一 一文銭包ニ中ニハ細き刻みの根にて試ミ数を刻ミよく大茯苓根を
刻ミの根乾燥して大茯苓根ニて刻ミよく乾かしと申
乾かして用ひ江戸中茯苓十分の用のせ申

独活の事

一 和独活 山茯苓中ニハ独活ハ細く乾かし是ハ双の通り也
刻ミ茯苓時宜之独活の根ハ

一 松浦侯家中ニて山脇与中と申もの
の通りと聞及候事を松浦
より八ツの内より六つの通りおろす
おろすと申士と士の争ひ
松浦より双方へ
七人の家来より仕候
時刻より八人
津より

附山縣三郎兵衛方々ハ戌の年より十九ケ討死仕候しか
さしも信玄公若年より書を諸人へつんさしたる手柄
なるも時清されバ三て味方同心の為成て申て
雅末家務仕て門々中も我主ま梁くして諸人の手本に際
中ゟ先 諸者に成る故とかれハ榛の黒焼ハ名誉成ハ嘘
痒の業ゟ候も能家にハ月中にも下所々少取能まで無人に
是ハさもなきの古へに如見之能し秘蔵下され事肝要之
由殿 鑿之 最も武具要就と云候也

天正五年三月八日

高坂弾正書之

一 信玄公武道具の御穿鑿の後に仰ハ一国一郡をもち給ふ大将ハ
不及云人ハ於てい何に能も悪くと思ひし仕付なき
能き道具ハ先切の世より参りて可然の事ハ自然の事
一切能き道具をよくたしなミ付而能き道具に切なし深
座し人ハ大小上下共に十二三より大名の子な
らは能き大将の血脈を請られても我々ものか成
小身成者ハ十六七より十二三迄も大剣の其の武者の働を
流先陣ぞてうつけ成者なくてもの者請るとも
成し我して人ハ十二三の時分入く元服ありて一生の
名誉にして谷々門水を流門水ハ海の名を成すとく

人の名恥も元亀の初年より
のち信玄公御病死の
慶長年中迄の
若くは
大将と成
のち
をさゝへ
武篇
給ふ御
よき
元十七人
年人体小出淡路守
一若狭守
武篇の
我身の
ゟ
一
古人の
又は武篇
一武藝の

討ち取ってよ諸八人ヶ条共に大将相模守殿
士大将軍と云ふ事の外の士共皆々
御と云ふ事八ヶ条の大将軍と云ふ事
云ふ八ヶ条の大将軍と云ふ事
此人の老若を論ぜず相模守殿を始めて
敵方七人を討ち取り義盛の
義盛迄二百余騎の内
打ちて二十騎ばかり
定めおいて退入り
戦場の士共打ち出の
為又ハ落ち行く軍ハ百余騎
不入斗りの
ひろう云ふ
一今度軍に
後勢の落ち行く
費し
ちれ八人を
咎人ども
両人ハ

包洲要論

砲術要領目次

火薬之部

御奉職之事

砲退之事

諸方稽古之事

象眼紀之事

直上発之事

鏡ノ取扱之事

追附

砲術要領

尾張 吉雄尚卓 述

火薬之部

夫火薬ハ硫黄焔硝炭木炭の三味の調合にして

消石に火をうばはしむる性あるものなり

其消石をとりくに火を呼ぬ性あるものなり

ものの調合ハ西洋の医家の

「サルポレイケスト」といふ器あり 極めて密にして
[redacted]三法方典よりは沢しく多切塩とふ
三方消石拾匁を末とし鍋に入て塩火
に上せ消石溶解するを候ひ硫黄弐匁を
を投ぜれば忽ち焔を発し震動す。
忘るべからず硫黄は消石の量十分
の一なれば硫黄中尽く焼て火滅し消石存
水のぬくまる部まで池の里に移し冷し
凝しめ見るに前右の硫黄中尽き燃て火滅せし
時再び硫黄を投ぜれば復焔を奮発する

初めなし 先まづ消石自ら火を発
するの時に及び池の火を吹立て焔を
増さしむ 吹火筒の用のみなし ここに火を吹
く筆といふものあり其形を[illegible]
射状の[illegible]の聚まりて形をなし
千射大小種々あり 其大なるは裸眼
にて見るべく小なるは見るべからずして顕微鏡にて
見るなる射状をなし 其大小ともに
肉空にして鬚を生ぜり 其大なるものは裸眼
にして見るべきものなく 小なるをもて推し

之ゞ一ヒ貫を合へて水百斤
九ヒ内容ふ〳〵水百を貯ふるものを火
多くむ内の百斤を迎びて九を生ずる火
生ずる火の力過ぎ消ゆる力過ぎず一定
なりとするべし

硫黄もつく燃ゆる物なり
試の硫黄を火の上に逆徹
の上に置く溝ありて待つ燃え盡
木炭を速やかを移すをとゝへども猶ほ微なり

柳桐麻などの炭を
ますを移をとゝへども猶ほ微の逆徹
物を製をる時に世
九をれその形をとゞ
る火をりくゝ
木炭の移る事一定の
ゆるく消ゆる力の
硫黄を焼く消ゆ
硫黄と木炭とを

旋回して登りて
差別なく斉しく押せども上下前後を押せども
能とも若一方口の負ける
勢ひを以て負ける
負方と雖も
旋回
旋回
砲退歩五
右の如くして玉を
その力ほぼ玉を押
筒と重力とを滑利
一重なれば筒退く
玉と筒と重力滑利
筒を重く且いたく
玉の空中にて
ずれば玉の重さ
ゆえに玉の速さ
ゆえに玉の勢と

退ぞく事を防ぐ角を退うごかすの力
即ち丸とその力の減ずる抱擁家を
を先んじ其の力の退ぞく筒の退ぞくる物よ
まの力を增す事し筒を物よ
かし未退ぞくる前に其の堰を大なるの力にて一度
ませまりて堰を走る事あるまり
速のなりかる事を防ぐ
退ぞくる筒と微く震動するまりて
ばそるる角乃ち角乃ちと
抱擁家の抱擁家

よのなる事なり

重力落力速力

重力落力速力とは
なり又のなる物とそれ
まづて物を引きそのの力
引後退之合を説く事
いてをくべし

張力緩衝

抱を弾ゝ大なるの張力なる
なく抱内を潜ゝその抱内を離ゝ

減

ある金属と同じ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

を附　其端を鉛の錘を属　別に直角
本條を右る板の側の附　みぞを砲
砲口の上下する従い錘進退して九十度の別を
示すさまを磨示の右を従うる。象限儀と
同様なるもの。砲の勾配を験るに此
の示を所の板のもの。

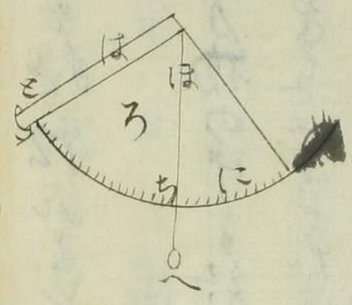

い、砲
ろ、円形四分一の板
は、板側の本條
に、板の弦なるみぞ

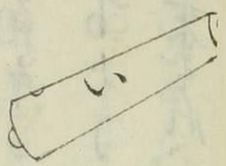

ほ、絲
へ、弧の弦
と、本條に砲を挿し奏の本條
ち、弦まりうる点の弧

横矢

横矢は五七九と等数と称す。貴めて敵寄
自然と出て行運動をなし。
来なり。西洋のいわゆる斜線運動
ばれ狐疑して従わざる等数の出るあり。
理をよのまあるべし。

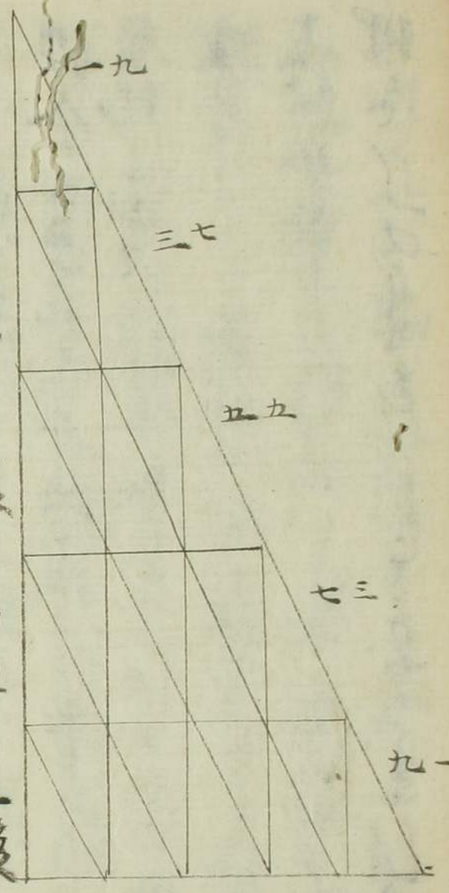

一段　二段　三段　四段　五段

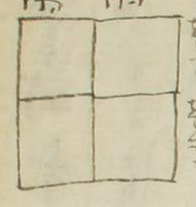

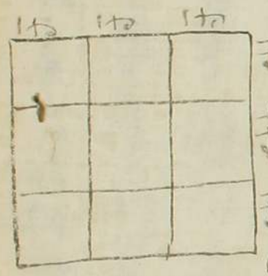

二段よ二を乗ずれば四となる即ち茶の事時のことなり四となる次のことも消しとるべし

たゝむ一寸四方のものを

又一段あり次のもの

凡そ此等の事は器物の究理に於て必用なる
所にして其术の忽ちにすべからざるものなり 砲術家に於て
志るべき事なれば少し此に出して初学の為に示せり

• 直上発 第十一

• 砲を直立して丸を発する時は丸直に登り
弾力尽る時は直に降りて砲に入る
理なれども其しかしながら是を行ふ直に登
て降る弾力尽る時に至りては風の為に動揺
され初の砲の如き事は得べからざれども
そこに附の障碍せしも常なる[illegible]

初め砲の口を離るとき最も疾し
其初め砲を出る時は勢猛く飛激して甲冑をも
貫くべき力あるが前件に記す如く空中の重力と
等しき弾力漸く減し速力衰え行くが
如き[illegible]しかし緩く
降りて初めの静かなる漸く速力加はりて
砲に臨める時と初め出る時の力と一般なり
甲冑をも貫く理なし 其力の増減する事
かくの如きものなし

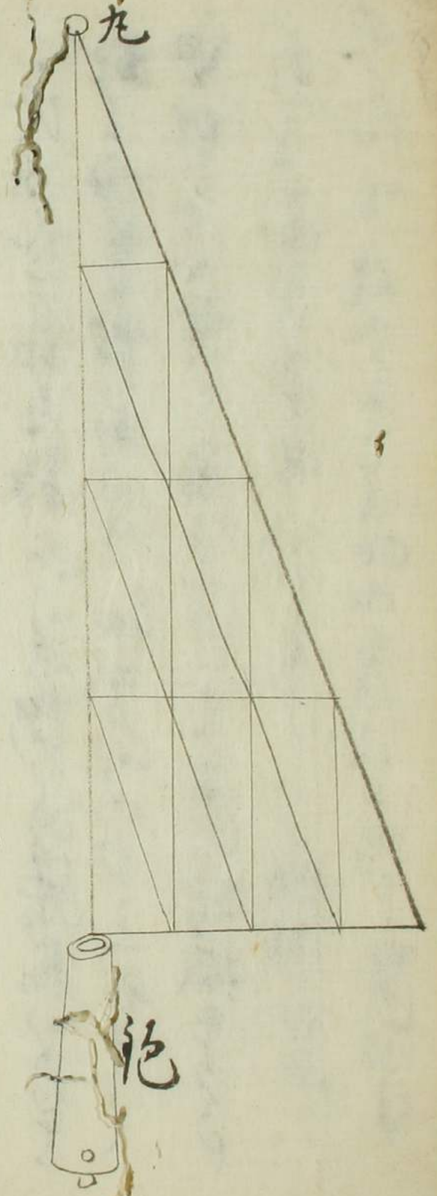
元
砲

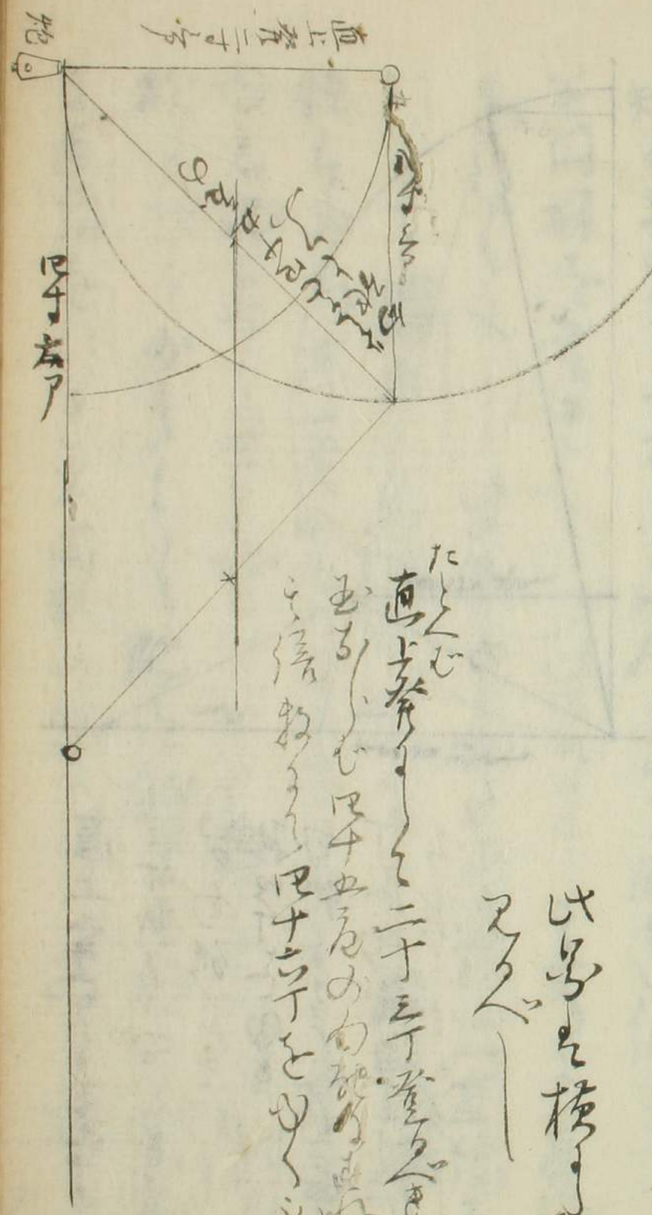
元
四千六百尺

次の図を創る法を
九乃元の第十丁なり

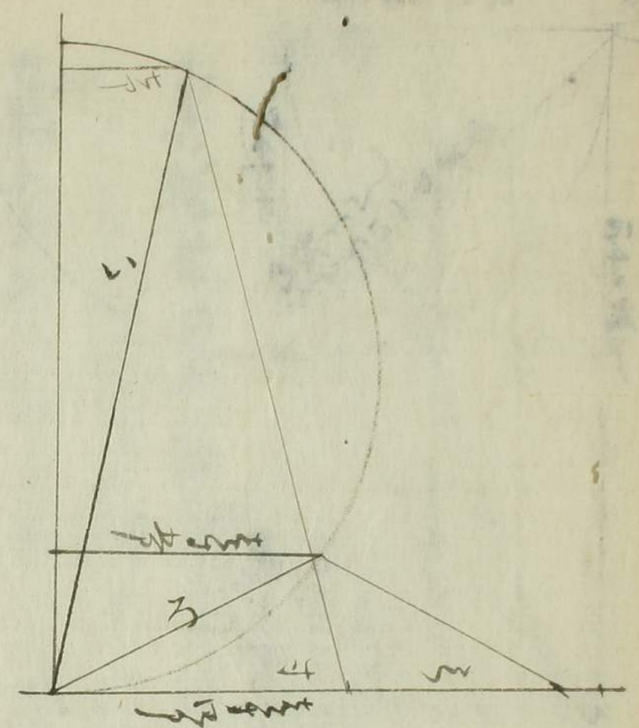

直上発する二十
二丁りくづきまるゆ
図の句形のまゝ
抜字をゆき図の
句形のまゝかし三十
丁をゆくなりはゆ
るゆるゆる

直上発ふして元の
法あり
知のおもを一すとう一尺
半円形を書き
を引く
こゝを地平とふ
往古の即ち直上発の九の
句を紀るゆくまる地ゆ
紀るゆをかゝゆる
ま直線をひき半円形の弦の到ゆ

三方ゆ一直線
抜円の半
直上発
おり抜ゆ

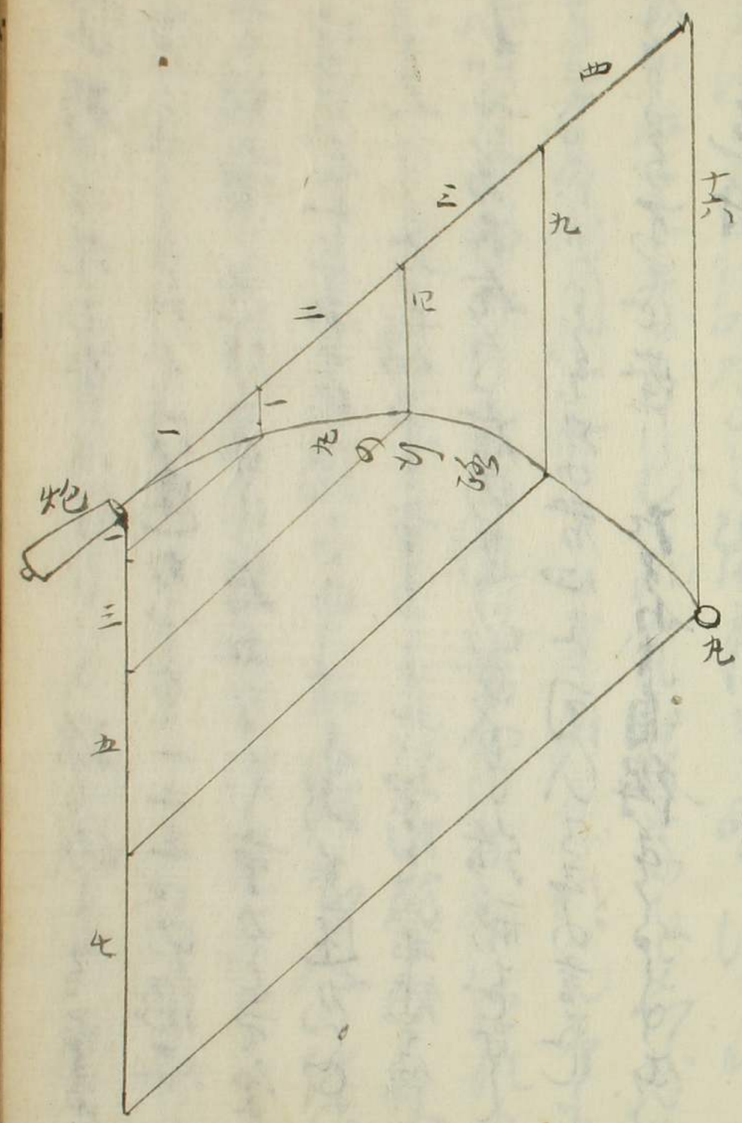

面綿の如く引きそ寸の
もと〳〵万物の元の伝教の地なるとも
の手鞠と等もし此理を知れば其元廻もる児女も
ず〳〵尚日待ち月〳〵あるべし
銃九行路
水のめぐる〳〵九の字を顕わす
且そ元ありて為始終あるもの
なりそもそも丸のり路円〳〵三角形をなす
〳〵弦をまたもとのごとくそ
よりそもそもの〳〵

右の如き丸を登り[illegible]
[illegible]
直ちにもぐ[illegible]
のごとき一三五七の線
坊そべ[illegible]
ねいそ[illegible]
もくるなどそ[illegible]
[illegible]

追附

[illegible]
[illegible]
[illegible]

の助よりん郎より貯えて 銘酒を醸す 実
国小学ばし一人のうち
事ともらめと出ても医者のをせる業ちと
又有るもの

文政三年 庚辰 春六月 土旭
為見 尾張の画観象堂ふもと

終る力みてり心上る
ありむりまき四刻を経上る
速力弱りを減一りの
速力の均減る寄
正面ちる鋪居の一方を歩く高部別よ
水係をりて物をおもち手を奇くして速
うらめおて鋪居の高き方の溝よ銃丸と
軽しる後るる初て一ツ打のうる一寸と
りれて次の一ツ打うる一寸
当坊よの者次と鋪居

一起源

○塙保己一家系の始め渾よ渡邊を
供する事まで古蕾の風手あり
甲州武田家よ仕へ猶揩無くて
先祖より傳へ猶渡を神よ崇め
名ある士を別離ると云の事抔よ
通饌の事をこととありしを時、武田
家のくつりしをこのおろいすべて武家
の風俗となりて郷しき渡まで篠

是あり初て弓矢打ものうまれ
れ次のうへ七
おのうより次のうへ
おのうの略

匈能寺十二

能を発ち能遠くして九の勢遠せるみ
能口を出て発ち九のおり能弦形をなし
遠まで遠まで敵なの気に対して近しといふも
うろ小山峰えて直ちに先を到らしむるも
を伝ぜる事あり、もまた能を押しむ武田よ
象氏紀を匈能を定めるため

一宮町領法例

○五月満錦掲記ニ第四条の一月廿日奥之
の餅の法ニ祝参ル餅の事ニ於て

調ル事ニ於ても亦同事ニ
一ニ廿弐号別紙ニ依ル
右之通ニ候ニ付法例ニ
加入候事ニ候ハヽ満錦ニ
当ル事ニ候ハヽ一ツ重ニ
右之通ニ候ニ付法例ニ

一法祝日

一宮町領ニ於ても
大嘗祭御法例ニ依ル
十月ニ改ル事ニ候ハヽ

右之通ニ候ニ付法例ニ
加入候事ニ候ハヽ満錦ニ
当ル事ニ候ハヽ一ツ重ニ
当ル事ニ候ハヽ小豆赤飯ニ
当ル事ニ候ハヽ一ツ重ニ

一法祝日

一宮町領ニ於ても
大嘗祭御法例ニ依ル
十月ニ改ル事ニ候ハヽ

○山本格安筆記曰羅山□集云正月十一日
營中有具足餅先是每歲此月廿日也
雖然此日人皆素食今噢鎧餅不可
無魚味故先臣暦月議謂今日在禁中
縣召是任宦之例也在鎌倉幕府有
弓始的始評定始等事在室町幕
府有評定始乘馬始普請始等事由是以
為吉日遂改二十日為十一日

一具足櫃 泊連縄鍬一

○伊勢貞丈ノ云ク櫃井書曰永禄二年
○鎧の手縄の事
二ノ下
此号別紙ニ
古縄之事徳の和名ニ男むすひ
ひよ面ニ[redacted]さきをもとりの餝ハ前よ
ときつるうちと上ニたゝミ三方よ
ゑを色てたきしめるしものよう左
巴ろう

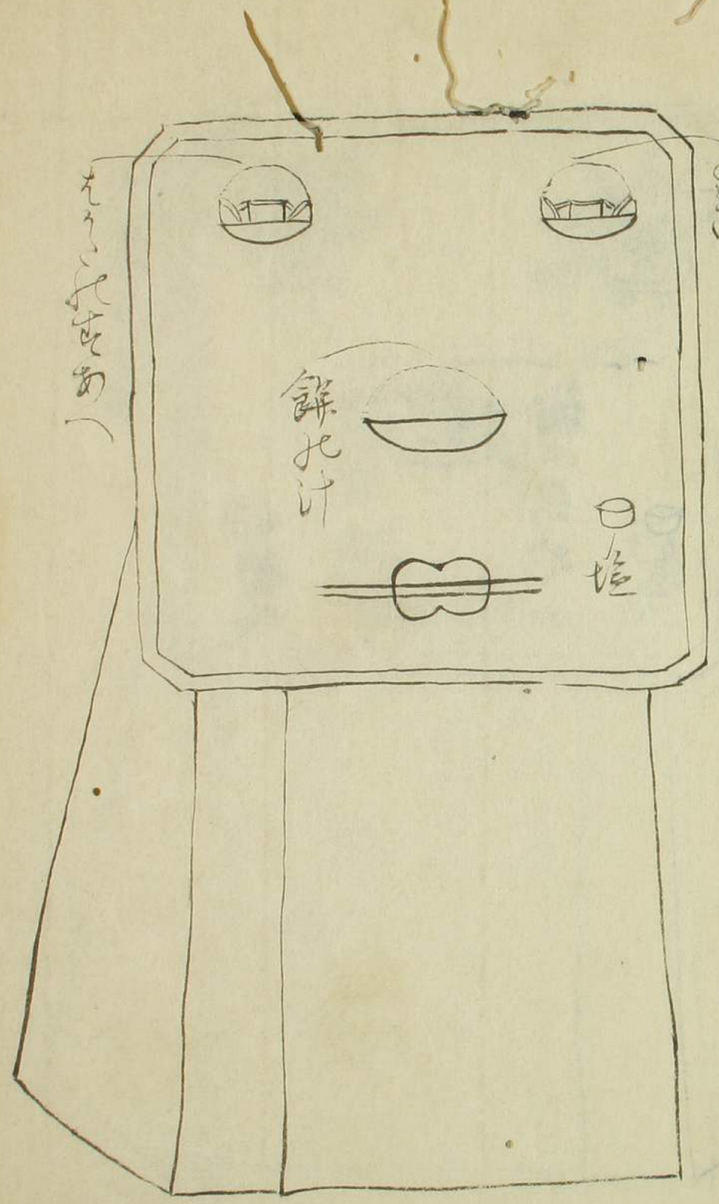

一正月廿日御奥之御餅

一下

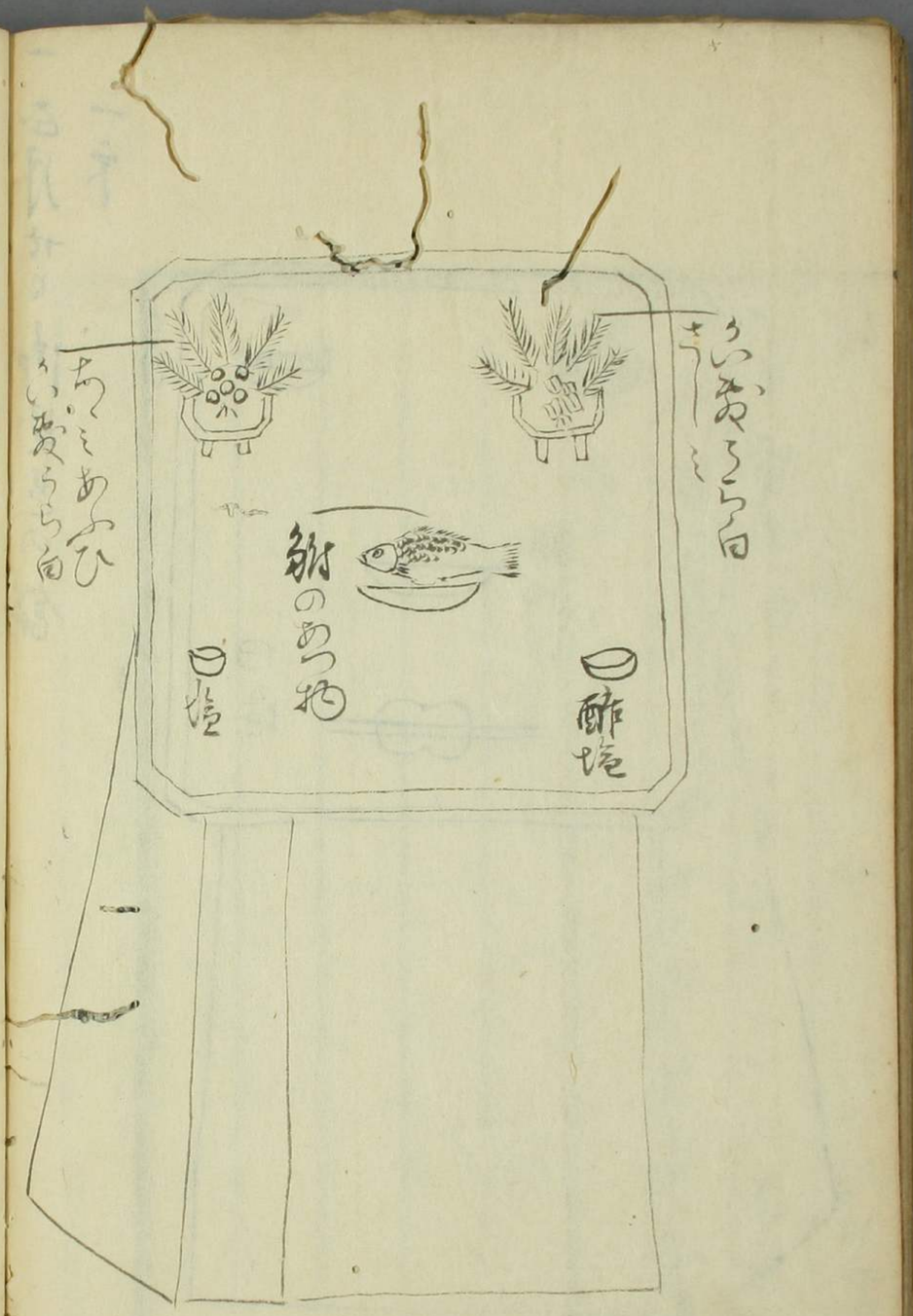
鯛のあつ物
酢塩

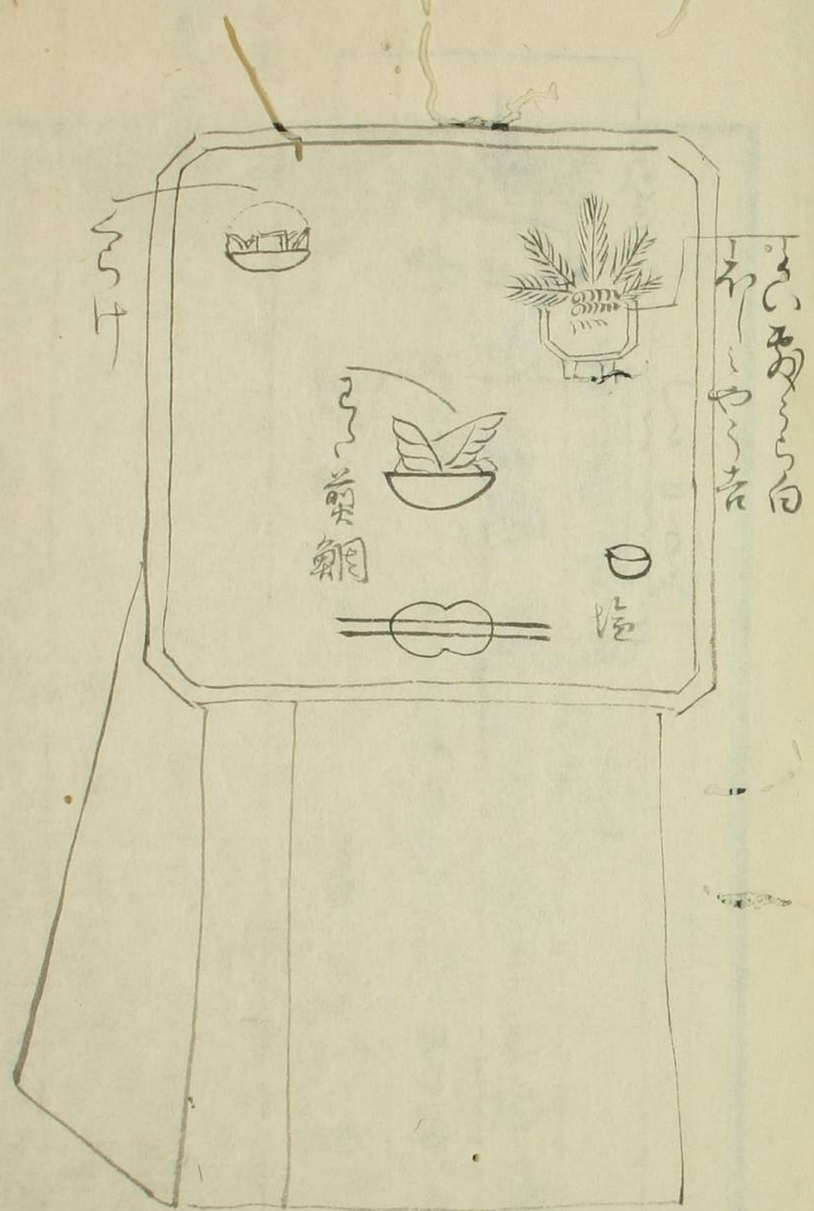
菓子
塩

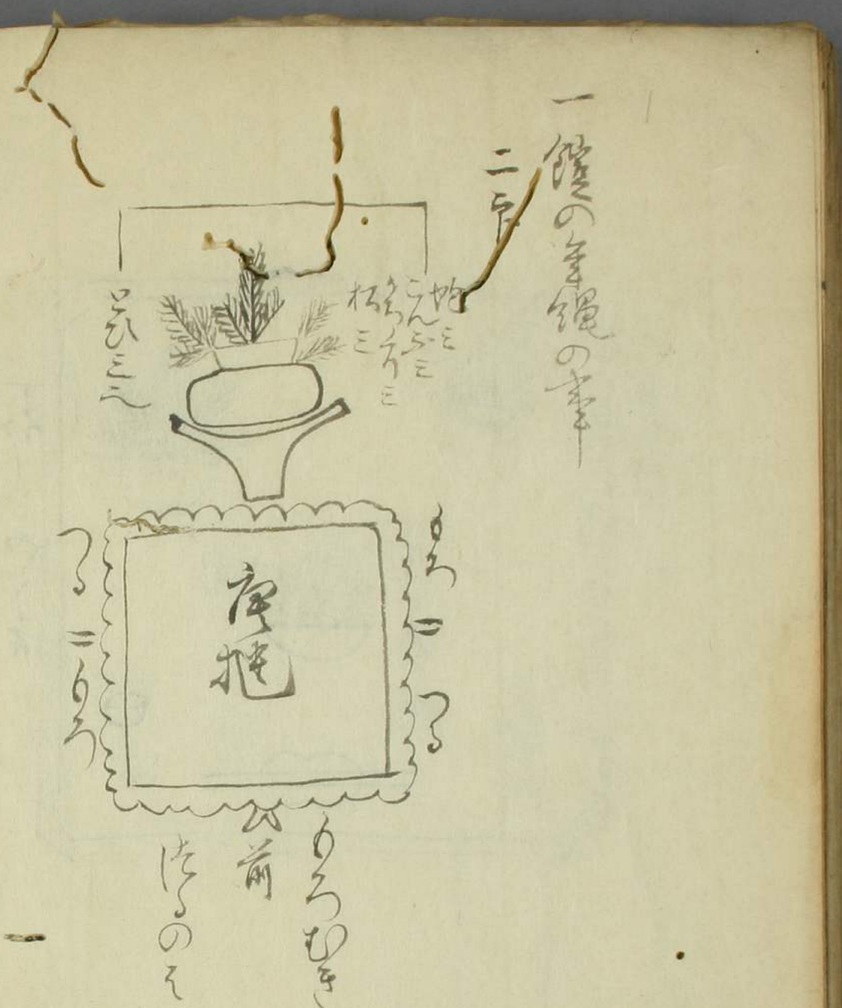

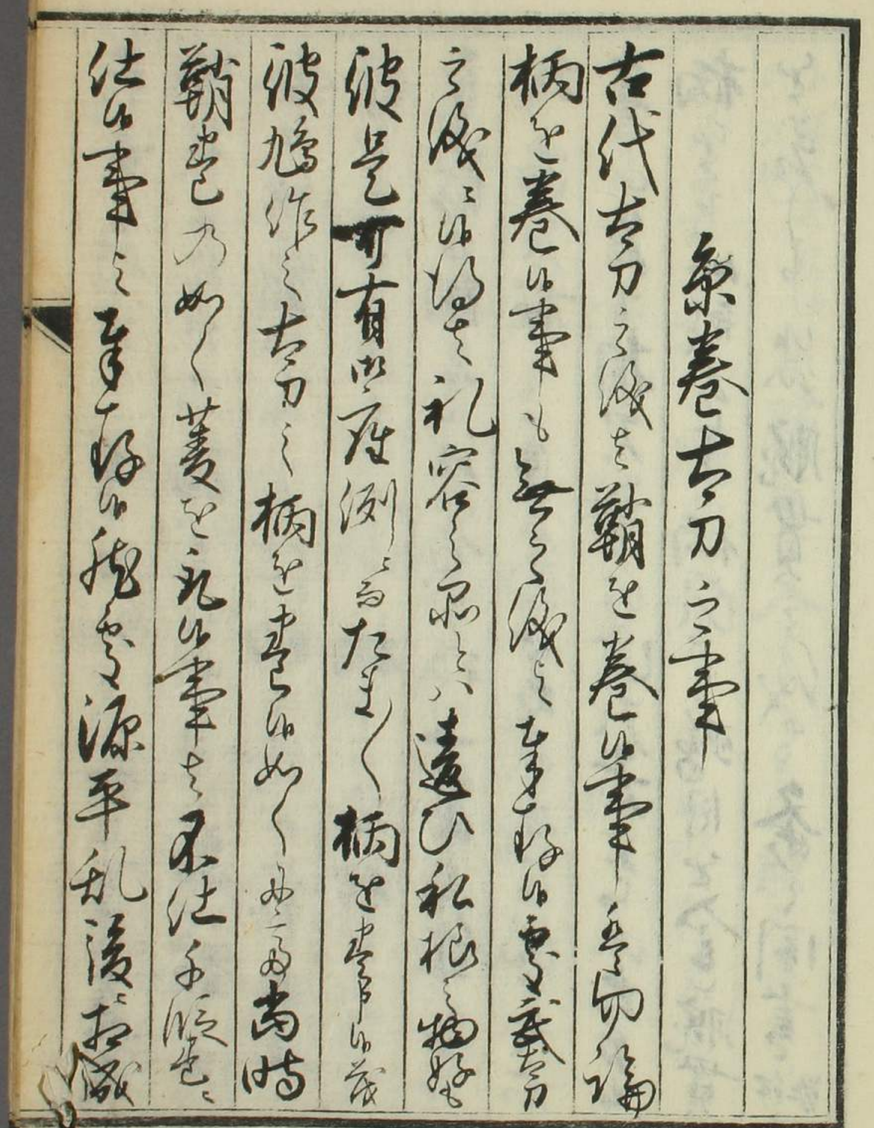

象眼古刀之事

古代古刀之鍔を鍛冶柄を巻之事も有之候得共
柄を巻之事も無之候而も不苦候得共
彼是可有之候得共、遠ひ私抔物好
彼鍔作之古刀之柄を古代之たまき
鍔地之ためくめ二而も苦敷
仕之事之事ニ而不仕候事、
柄を古代之源平乱後ニ

矢軍處まで
物具ゟ太刀二振等の事、
会ゟ紙一帖ひのよう
初を書きいよう
書ゟ扱ひ紙等
押高左くゟ
書ての名ゟ
柄をゟ
をゟ

下條入道宗玄の記也

ゟる方打刀脇
事ゟ常ゟ
罕くよう處ゟ
お成ゟ
地を
ゟ
或ゟ
ゟ

世よ治まりて智ある人
少事我意を守らんより初めて之を教へ
諸侯の友をも賜ふ諸侯の士乃ち用ひ君氏
我等ならん為に諸侯の士乃ち等しき事
た大事乃ち士乃を尊ぶ為に之利を以て
成を少須く自ら之家振 武家振二つ
ありて之家振 士乃ハ腕ある人ハ敵色の如
作り営時之を猿ともの敵色の如
も同じ少事を今ハ股肱芝川等も

守ら之家の敵 華奢を和へ流ふ
艶ある武家 華敵乃作り之家 華包と作ハ
全く乃士乃も之敵 股肱芝川等も
加へ今拘ハ之を
ま之家を以て利を以て列侯の
芝利を以て王城の下み乃ハ
ひより今日、法ある乃ハ御鍬様を
之家ある之家を以て文ハ法事ふ
公武乃ひぢめ少ふ乃

公武混雑乃姿にて此代の太刀の拵は
親元日記寛正六年正月十四日日野殿
江去十日御成御伺候為御礼御太刀
糸巻御馬被進之又同年三月十四日
今朝御礼申了依貴殿口太刀糸花
鞘胡銅卓持参之とあり是は波革包
の太刀に對して此は家振に作りたる太刀
を糸巻にしたるも糸巻と記しけるにや
扨又足利の季世は此太刀の柄の巻振

打刀なとの拵の柄は左右ともに巻て刀
の形なる此太刀は鞘は皆ことく所々ほとこし
左右とも巻て名を得し鞘も巻き此太刀を家へ
中にも又白太刀黒太刀の名を付て對し腰に帯しを
ともに呼なりし二水記（鷲尾中納言隆康記）大永元年八月
廿九日今日宮御方萬秋樂御傳受也
（中略）次退下此時以奉行御太刀（毎度為銀剣雖然當
時難得候間為腰巻之由奉行内々余之）打紙（御馬并鞍河原毛也）等
被下之とあり此巻は絵にて此太刀の巻は波革

色と物ハ同し額巻ハ
ハ折帖を大幅礼紙
長時お待ち
写書なり
のおきハ公家つ
服紗のおきハ
右ハ上ハ糸巻
取るなり
門中
種々
流石ニ
御刀
きりの
糸巻
御
後刀

元文

一 御柄糸 并 御鞘巻糸
　 紫糸
一 御甲金
一 御猿手
一 御縁并 御鞘口
一 御石突
一 御鳥〻
　 但小刺座金物金銀共元文ニ重ク

一 御股寄
一 御差川
一 御胴金
　 右赤銅魚子地 御紋彫上ケ金
一 御鍛
　 白鍛
一 御目貫
　 御紋二ツ並
右古代拵ニ為遣打ち下ケ彫

一御鐙
　　葵鐙　但赤銅金張輪
一大切刃　二枚
　　物金物ニ准ス　但金張倫
一小切刃　四枚
　　但刃長ヶ金二枚ニ限
一さゝら切刃
　　但赤銅大サ小切刃同形寸小切刃ニ枚
　　ニ相当リ二厚相ヲ以テ作ル

切目ヲ付ル大サ金張小切刃ノ四枚
一御鞘巻　一
　　鍔ヲ製ス
一御鞘
　　梨地御紋螺鈿
一御刀ノ番乗
　　紫革
一御細緒
　　紫地龍甲打

御膳布

金 御数毛服 但シ一ツ宛